

平成26年9月11日（木曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成26年9月11日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	山内 孝樹 君	
副委員長	高橋 兼次 君	
委 員	後藤 伸太郎 君	佐藤 正明 君
	及川 幸子 君	小野寺 久幸 君
	村岡 賢一 君	今野 雄紀 君
	佐藤 宜明 君	阿部 建 君
	山内 昇一 君	菅原 辰雄 君
	西條 栄福 君	後藤 清喜 君
	三浦 清人 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長	佐藤 仁 君
副 町 長	遠藤 健治 君
総務課 長	三浦 清隆 君
企画課 長	阿部 俊光 君
建設課 長	三浦 孝 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	仲村 孝二 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君

事務局職員出席者

事務局長

芳賀俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

午後1時10分 開会

○委員長（山内孝樹君） 皆さん、本会議終了に続きまして特別委員会を開催しますが、ご苦労さまでございます。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会は、当局より本特別委員会に対し、志津川地区災害公営住宅整備計画の概要について説明したい旨申し入れがありましたので、開催するものであります。

早速、会議に入りたいと思います。

それでは、志津川地区災害公営住宅整備計画の概要についてを議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

志津川市街地の東、中央、西地区の災害公営住宅の整備の概要についてご説明いたします。

災害公営住宅の整備につきましては、昨年度、仮申し込みを受け付けて、既にそれぞれの地区決定を入居者に通知しているところでございます。志津川市街地の3地区につきましては整備戸数が非常に多く、基盤造成の展開とあわせた整備を行っていく必要があるなど。また、高齢者の方々が多いということも踏まえまして、福祉と連携した整備のあり方など、今後の進め方について、住宅整備検討委員会等の議論を踏まえながら基本計画としてまとめてきた経緯がございます。

最初に、1番目の地区別タイプ別整備戸数でございますが、総戸数につきましては、仮申し込みの状況を踏まえ、町内全体では770戸、志津川3地区の合計では526戸という数に見直したところでは、現在も変わりはございません。しかしながら、タイプ別個数につきましては、それぞれ地区決定を受けた方々の希望したタイプに見合うよう柔軟に対応することとして、2つの表のように、総戸数は変わりありませんが、タイプ別個数につきまして記載のとおり見直しをしたところでございます。しかしながら、現在再建意向がわからない世帯、いわゆる自力で再建するのか、災害公営住宅を希望するのか、そういう世帯の住宅再建にかかわります意向確認を進めてございまして、その状況次第では、全町770戸あるいは志津川地区の526戸の見直しについて考えられるような状況でございます。

志津川3地区につきましては、次の1ページの図面を見ていただくとおわかりでございますけれども、地区ごとの整備戸数が多いということと、同じ地区内であっても、建設場所が複数に分かれて、それぞれ入居予定時期も異なるような状況であるということで、このため地区を複数に分割した街区というものを設定して、既に地区決定している世帯の方々の生活設計の見通しを示すこととあわせて、不安を解消するため、あらかじめ入居していただく街区につきまして、入居時期がわかるよう細分化した進め方を予定してございます。

今後の進め方のスケジュールにつきましては、街区設定等についてというところで若干その部分も記載してございますが、説明会を今月26日から30日まで5会場で予定してございます。そこで十分説明をいたしまして、希望する街区の申し出を受け付けます。その後、11月末ごろには街区決定を行いたいというスケジュールで進めていきたいと思っております。希望街区が計画数を上回った場合は、抽選等で決定をするような手順で進めていきたいと思っております。

次に、1枚目の部分ですが、右側のところに地区ごとの整備の方向性につきまして、その地区的特徴も含めて記載させていただいております。2ページ以降の各地区の平面図とあわせて見ていただければと思います。

最初に、志津川東地区でございますが、志津川3地区の中でも最も整備戸数が多く、造成工事の完了時期も考慮して、集合型住宅を4つの街区、戸建て住宅を2つの街区に区分し、整備を進めていきたいと考えてございます。特に東地区につきましては、65歳以上の高齢化率が48%と高く、数字も多いということから、安心した生活環境を確保するために、現在整備が進められております病院や、今後具体的な計画等が出されます福祉関連施設等の連携を意識して、高齢者の見守り、生活支援などに配慮した整備を進めていきたいと考えております。

次に、②の志津川中央地区でございます。地区内の住宅の完成時期はほとんど同時期でございますが、入居決定作業を円滑に進めることを考慮し、集合型住宅、戸建て住宅をそれぞれ2つの街区に区分して整備を進めていきます。入居希望者は、比較的若い世帯が多いというのがこの中央地区の特徴でございますが、将来的な高齢化の進行を見据え、車椅子利用などに配慮した介護、介助がしやすい住宅整備を目標に進めていきたいと考えております。

最後に、西地区でございます。西地区につきましては、大きく2つの地区に分かれての整備となります。そのため、集合型住宅を2つの街区に区分して進めていく考えでございます。高齢化率だけを考えますと町の平均的な状況となってございますが、この地区におきましても将来的な高齢化の進行を見据え、介護、介助がしやすい整備を進めていきたいと考えております。

す。

次に、3番目の目標整備スケジュールについてご説明させていただきます。災害公営住宅の整備につきましては、造成工事に伴う用地取得や工事の進捗状況に大きく左右されるということをございますが、それぞれ3地区とも造成工事の進捗につきまして一定の方向性が見えるようになったことから、整備スケジュールを若干見直してござります。

上段の東地区につきましては、これまで入居可能時期につきまして、28年度から29年度に順次完成次第入居というご説明をさせていただいておりましたが、造成工事が順調に推移していることから、事業者選定など入札等の手続きが順調に進むことを前提にいたしますと、記載のとおり28年度中に全ての住棟において入居可能とする目標で進めていければと考えております。

中央地区につきましては、同じように住民に対しまして入居可能時期として29年度中という大きくくりの説明をしてきておりましたが、順調に進めば28年度中に建築工事が完了して、29年度の早い時期に入居可能となる目標で進めていきたいと思っております。

最後に、西地区でございますが、入居可能時期につきましては、これまで28年度中という説明をしてきておりまして、このこと自体に余り変わりはございませんが、その時期を明確化して説明をする予定としてございます。

概略の説明は以上でございますが、今ここに記載はしてございませんが、建設体制につきまして若干説明させていただきたいと思います。

3地区の戸建てタイプにつきましては、入谷、名足と同様、木造協議会。そして東地区、中央地区の集合型タイプにつきましては、UR都市機構からの買い取り方式。西地区の集合型タイプにつきましては、宮城県へ委託し整備を進めていく予定で、現在作業を進めております。

東地区の①街区、2ページ目になりますが、いわゆる病院側の工区の公営住宅、集合タイプにつきましては、UR都市機構においてプロポーザルにより事業者選定を行い、先般事業者が特定されたようございます。今後、詳細設計を詰めた上で、今年度末には譲渡契約を締結する予定で進めていきます。そのほかの街区におきましても、造成工事の進捗と合わせ、順次委託相手先におきまして事業者の選定を進めながら整備を行っていく予定となっております。

なお、今回の案件とは直接関係ございませんが、公営住宅ということで、これまでの過般の議会等で増額対応してご心配をおかけしておりました伊里前、戸倉地区の集合型の公営住宅につきまして、宮城県におきまして入札が無事終了し、今月開会の県議会の議決を経て、来月から事業に着手する見込とになっておりますことを改めてご報告いたしまして説明とさせていた

だきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内孝樹君） 担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

これまでの説明に対し、伺いたいことがあれば伺ってください。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 志津川市街地の災害公営住宅、後ほど復興住宅という名前になっていくのかなと思いますけれども、先ほど説明の中で、再建するのか災害公営住宅に入居するのか意向がわからない町民の方がいると。それについて整備する戸数を今回補正したというご説明でした。それで、例えば余裕分といいますか、補正した後、どのタイプにも今後の意向次第では、そこに入居していただくということが可能な割り振り方をしているのか、もしくは、例えば入居する際の家賃相当分が安い方がいいだろうという読みで、少し狭いスペースのお部屋を多く用意するのか、もしくは今後町は高齢化が進むであろうから、複数の世帯、大人数の家族が入れるようなタイプを多目に残しておこうかとか、その辺は何か考えがあるのかどうか伺ってみたいなと思いますが、いかがですか。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 意向がわからない方々が明確に意思表示されていないという部分も踏まえますと、なかなかその各世帯がもし災害公営住宅に入った場合のタイプという部分につきましても、正確に把握することは困難であるという状況かと思います。町とすれば、そういう方々が入れるような戸数としての数は確保しておくということになろうかと思います。最低限ですが、当然のことながら先ほど見直しをしたということにつきましては、地区決定を受けている方々の意向の部分については、既に網羅できるような整備戸数にしているという状況でございます。なお、そういった方々の分として、これまで仮申し込みの状況を踏まえまして、770戸のうち、50個をいわゆるセーフティーネット部分として捉えてございます。今度、この計画に沿って、実はもうほぼタイムリミットな状態になってございます。そういう意味でも意向調査を進めているんですが、なかなか意向把握に非常に手間取っておりますし、書面だけではなくて、個別に本人とご面談をして意向を伺っているという中でも、どういう悩みか、非常に複雑な悩みを抱えてございまして、その数字をどのように捉えるか非常に苦慮している状況でございます。そういった状況から考えますと、前段でも申し上げましたが、2DKでよろしいですよねという感じで決めつけてかかること自体が非常に難しい状況であると。ただ一定の戸数については、当然のことながら被災者の受け皿として確保する必要があるという認識ではおります。

○委員長（山内孝樹君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 意向が決まらない方の理由はさまざまある中で、こちら側から押しつけるような、決めつけるようなことは当然できない、それはもちろんそのとおりだと思います。質問したかった意図としては、いろんな部屋のタイプがあると思います、表の中でも、集合タイプの中でも3タイプありますので。例えばその50戸分のセーフティーネットがあると、これが17、17、16で均等にどのタイプも同じ戸数ずつ用意するというお考えなのか、多少傾斜をかけていこうかという、どちらなんですかという質問の意図なんですけれども、そこは先につながっていくと思うんです。私がきのう一般質問でも申し上げましたけれども、例えばこの町の、きのうはUターンの方ということで特化してお話しさせていただきましたけれども、若い世代を獲得していくために、例えばこれからある種武器というか、利用できるツールになっていくのかという気持ちはあるのか。あるというお考えはいただいていると思いますけれども、そうであれば、そこに対して整備する内容も、その思いが入ってしかるべきなかなという思いがありましたので、そこまで見据えて現時点でどこまで対応できるのかということはわかりませんけれども、基本的にはつくられたらそれをふやしたり減らしたりということは大変難しいんだろうなと思いますので、今の段階で期限が決まって、そろそろタイムリミットであるということであれば、一度この時点ではっきりさせておきたいなという思いがありますが、いかがでしょう。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 回答が至らなかつた点もございますけれども、当然押しつけという部分でなかなかそれはできませんし、ある一定の未回答、明確な回答を示していない方々の世帯人数というものはある程度押さえてございますので、ある程度1タイプに偏った部分だけがセーフティーネットの部分として残ったということではなく、各タイプごとにある一定のバランスで確保することになろうと思っております。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか、ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 志津川の3地区の公営住宅の整備の説明です。この件につきましても、これからでしょうからいろいろあるわけなんですが、それはまたこれからやるわけですから別の機会にしたいと思います。

先ほど課長のほうで、スケジュール関係ですか、入札が不調に終わらなければ順調に進むと、スケジュールどおりいくんだろうというお話がありました。今、復興・復旧いろんな事業が行われていて、入札がやられているわけです。中にはいろんな問題で不調も出ておりまして、これからもまた出るのではないかなど。その不調の一つの大きな要因といいますのは、や

やはりスライド条項などでもうたわれております物価あるいは資材の価格の高騰、あるいは人件費の高騰等でも不調の一つの要因になっているのかなと。今回多分3つのうち1つが宮城県での事業が西地区で、多分予定価格というものを最初に交渉して、公表して入札に臨むのかなという考えではいるんですけども、それはそれとしまして、不調の要因の一つに、先ほど言いました人件費あるいは資材の高騰があると、そのほかにスライド条項は別にしまして、宿泊施設、要するに労働者の宿泊施設。県内の事業者だけではなかなか難しいと、県外からもかなりの作業員の方々が来ております。実際にそれでも足りなくて、今受注している事業がなかなか工期内には終わらない、まずとにかく人を集めていくらでも早く完成させようという思いから、今後さらにまた労働者の宿泊施設を建設するという予定の業者もかなりあると聞いております。そこで、宿泊施設を経費としてどれほどまで見てくれるのか。業者も事実宿泊施設に経費がかかっているわけなんですね。それを本当に見てくれるのかと、心配だと。国、県では見なさいよと、見ないのは南三陸町だけですよみたいな感じのことも聞くんですよ。復興のほうに行けば、それはなかなか試行でやっているのかわかりませんけれども、復興は復興、復旧は復旧で建設課のほうに行くと、またいろいろ問題があるようですね。やはりスムーズな事業を展開するには、安心して入札に参加できるという環境づくりをしていかないと、不調の大きな原因になるのかなという考えを持っています。そこで、やはりここできちんとかかったぐらいの、かかったぐらいといういろいろ問題が出てきます。では、その宿泊施設のどの部分まで見てくれるのかなという問題にも波及してきますので、最小限度かかるものはかかるわけですから、その辺の範囲内できちんと前もってその辺の経費は入札価格で見ますよというやり方をしないと、スムーズな入札執行ができないのかなという感じがしておりますが、その辺はどういう考え方でありますか。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 宿泊金につきましては、当初から遠隔地からの労働者の輸送等があるということで、通常時に比べて共通仮設費の中で率を上げて現在も発注しておりますし、契約をしているということになっております。今委員がおっしゃるのは、多分それを超えた部分のお話かなと思います。それについては、宮城県はおっしゃるとおり、施設に関する試行要領ということで、試行でございまして試しにやってみるという意味だと思うんですけども、それで運用しているようでございます。ただ、委員がおっしゃるように、全てを認めているわけではないようとして、当然契約をしているので、多分それぞれの皆さんに入札自体のもくろみがあつて入札に参加しておりますので、それとなぜ違ったか等とも含めて、いろんな理由がな

いと認めていないという状況があるようでございます。ただ、残念ながら当町で要領の整備をまだしていないので、現在のところ実施をしていないという状況にはなっております。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そこなんです。課長が先ほど言った、私も言いました。全て見るのかと、そうはいかないわけですよね。この部分までは認める、この部分からは認めないとあるわけです。そこで出てくるのが、やはり要領、要綱というんですか、認める認めないとあるわけです。が、基準となるべきものがきちんと出ていないと、この部分は認めます、この部分からは認められませんということが成り立ってこないわけですから。今課長が言ったように要綱はどんなですか、今後つくっていかなければうまくないのかなと思うんですが、なかなか政策的なこともあるので、課長が1人で云々ということもなかなか難しいかと思うので、町長はお疲れなので副町長に言うんですが、どうですか、今後そういった業者の不安を取り除いて入札に参加させる意味でも、やはり必要ではないかと思うんですが。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今建設課長がお答えしたとおりでございまして、かねてから近年特にうちも基盤ができて、病院であれ学校建築であれ、町が独自に主体となって発注した部分についても、実はそういうお話を、参加する前に公告した段階でいろいろ問い合わせがあったことは事実です。ただ、その時点で一定の基準では入れていますよということで、それ以上の部分については要領の作成も含めて、本町としては現時点では考えていないということを前提に参加していただいて、結果として当該業者の皆さんにとってはいろいろ課題なり不本意な部分はあったにしろ、参加していただいているという経過がございます。

これから事業について、いろいろ町独自でもこれからも大型事業といいますか、それなりの復興にかかる事業はいろいろ庁舎の問題であれあるわけですけれども、当面は災害公営住宅、先ほど説明がございましたように、URの委託あるいは宮城県への委託ということで行われるわけなので、その辺の条項を調査しますと、宮城県は宮城県の施行要領、それからURにおいても独自の基準というものをつくって積算上に配慮していると伺っておりますので、その辺の状況等も調査、勉強させていただきながら、今後資材であれ人件費であれ、どのように動向を示していくのか、その辺も見きわめなければいけないんだろうなと。今まで確かにうなぎ登りみたいな形できています。それがどこまでどう続くのかなかなか見通しもつかないということもございますので、そういった市場の動向も見きわめながら、その辺については検討はしなければいけないだろうなと。やりませんということだけで不調が続くのでは、そこは町とし

ても大変いろいろな課題が出てくるわけでございますので、そういうことだけではなくて、どの部分がどうあれば適切なのか、その辺の検討はしっかりとさせていただいた上で町としての対応を見きわめていきたいと考えてございます。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 今、副町長から今後は検討課題というお答えをいただきまして、幾らかやっとよその地区と肩を並べることができるのかなと。何か南三陸だけが、私もわかりませんよ、気仙沼はこれくらい見ている、石巻はこうだ、わかりません、具体的な数字は。ただ、聞こえてくるのは、何か南三陸町だけは認めてもらえないんだみたいな話が聞こえてきましたので、ではそれを認めてもらうにはどのようにしたほうがいいのかなということで、いろいろと私も調査もいたしました。

スライド条項はスライド条項、これはまた別ものでありますので、これは最終的に精算という形で、精算という言葉が当てはまるのかどうかは別にしまして、やるのかどうか。それから、その都度その都度出てきた問題につきましては、その都度で工事の変更契約になるかと思うので。ただ、先ほど言いました宿泊施設につきましては最初からわかっていることがありまして、ふえるばかりで減らないんですよ。作業員とか、要するに作業員が多くなれば宿泊施設もおのずと出てくるわけなんです。ですから、最初の計画よりも宿泊施設がふえてくるときにも、その宿泊施設もスライド条項の中に入るのかどうかという問題も今度は出てくるわけですね。例えば最初100人の宿泊施設だった、ところがなかなか雨、風が自然のことですから工期まで間に合わない、一日も早くやるためにまた人数を多く連れてきてやらなきやならない、そんな場合にはまた宿泊施設も建てなきやならないということにもなると、やはり最初の計画よりは変更になってくるわけですから、その辺もスライド条項の中に入ることができるのかどうかという問題も出てくるんですよね。

なかなか難しいことがいっぱいありますので、ですからまずもって最初に町の基準というものの、要綱を早くつくって、そして業者の方々が安心して入札に参加できるような環境づくりが一番大事なのかなという感じがするんです。ぜひ早目に要綱なりをつくって、課長は大変なんだね、また余計な仕事ができたって悪口を語りたくなるんだけれども、それだけ語っていたつてなかなかやらなきやいけないことなんですね。世の中ではやっているんですから、ほかでは。大変なのはわかります。しかし、今そういう状況であるということも認識していただいて進んでいかないと、一日も早い完成というのができないわけですから。我々は一日も早くそういった工事が完成して、住民の方々に安心して暮らしてもらうことが第一条件ですから、それ

にはどうしたらいいかということありますので、その辺いかがでしょうか。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） そういう検討につきましては、先ほど申し上げたとおり、真摯に検討させていただきたいと思いますけれども、確認だけいたしておきますけれども、スライド条項分の適用という意味では除外項目ということのようござりますので、制度面で。資材の高騰分、それから人件費の単価アップ分に対して対応していくということでございます。

それから、私も技術的に詳しく承知していないんですけれども、いわゆる当初の積算部分で、労働力の確保対策分ということで、一定のベースで、それと実態が結果として受注業者の部分で労働力を確保するために、なかなか実態として不足が出てくるという部分の対応をどうするんだという問題だろうと思いますので。また例えば、受注業者によってそういう対策がどの程度必要なのか、それを最初からこうですよというような積算で、具体に言えば予定価格の中に反映させていくというのはいささか違う問題。どの場面でどういうような形でそういうものを対応するのか、技術的な部分だろうと思いますので、いずれにしろ現状がそういうことであることは役所側にもいろいろ届いている声でございますので、検討はさせていただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） そのほか質疑ありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 非常にいろんな問題が出てきて、難しいかと思うんです。簡単なものじゃないということもわかっています。ぜひそれで進めていただきたい。

そして、例えば南三陸町の要綱なり基準なりを定めて、まだ定まってないから今までやった分はダメですよではなく、言っている意味がわかりますか。要綱をつくる前にもそういう問題があるわけですから、まだ要綱前だから要綱前のものはダメで、要綱をつくった後の物件だけはいいということだけは、やってもらっては不平等が出てくるという思いがするわけですね。なぜ早く要綱をつくらないんだと、最初に一生懸命やったほうばかりばかを見るんじやないかという問題も出てきますので、ですからそれは平等に要綱が出ようが出来まいが。それで、当面の間は、副町長、先ほど経費の中にある程度の部分を見ているよと、それは大事なことなんですが、だからといって先ほど副町長が言ったように、何でもかんでも認めるのかと、そうはいかないんですね。実費、実費といいますのは実際にかかった経費、宿泊施設の部分ですよ、それからいろいろな領収書があるわけですから、きのうつくってまだ領収書もないのに金をくれ、こうかかったというのではなく、実際にお金を払ってこれだけの経費がかかりましたよという裏づけをきちんと出したものについては、やはり認めてやるべきかなという感じはする

んです、要綱をつくろうがつくる前であろうが。私はそれが大事ではないかなと思います。

それから、今回はこの件に関しての、まちづくりみたいな話はこの後その他みたいな形でやるんでしょう。どうなんですか。

○委員長（山内孝樹君） きょうはその他は用意していないんですね。（「用意していない」の声あり） 課長に説明していただいて。（「その中の質問だけにとどまるわけですか」の声あり） ということに捉えていますけれども。（「関連で市街地の形成とかの話はしてダメですかね」の声あり） おりますので、もし関連でお伺いしたいのであれば。

○三浦清人委員 私も一般質問で、西側地区、あるいは整備の関係で、時間がなかったものですからかなりの質問事項を抜かしてしまった面があるので、今ここで質問ができればなということで、委員長に確認をとったわけですけれども。

私以外にも質問者がありまして、話を聞いたんですが、八幡川を西と東に分けたときに、それをつなぐ橋をたしか2つかけると。1つは隈さんにお任せすると、もう1つの海寄りのほうは町でつくるんだと、設計が。それを公募するとかしないとかという話もあったんですが。その隈さんにお願いする橋は車で通れるような橋なのかどうかということ。それから、隈さんの設計を見ると、これはグランドデザインですから、木の橋で立派な橋で渡るのが惜しくなるような橋なんですよね。これでは車が通れないと思うんですよ。これから隈さんにお願いするんですけれども、車が通れるような橋をつくってもらうように設計を頼むのかどうか。今の八幡川を見ると、中学校の下からこちらのほうに橋がありますよね、あの橋はどのようになるのか、多分398は上がるんでしょう。それがどういう形になるかによって、東から西に人が渡るときに、車が通れるのが1つだと大変な交通渋滞になるのかなという思いもするわけです。その辺はどういうふうな考えを持っているのか。

それから、記念公園も含めて西側の利用なんですが、かさ上げといいますか土盛りTP4メートルぐらい、これから検討によってはまだ高くなる可能性もあると。その公園の中で、一時避難の目的で築山が10メートル近くになるというお話をしたよね。それで、一時避難で10メートルぐらいの築山の面積がどうなるのか。一時避難で何千人の方々がそこに上がって避難できるのかどうか。それから、私が思うに10メートル近くの一時避難であって、3・11のような15メートルも16メートルも津波が来たときに、果たしてその高さでいいのかという問題。私が考えるのには、せっかくそういった土地があるのであれば、6階以上の避難塔が必要ではないかなという考えを持っているんです。私ども総務常任委員会で行った先の、町の名前はど忘れしましたけれども、報告書にあったように、避難塔が必要ではないかなという思いがしている

んですが、その辺の計画の中に入れるのかどうか。

○委員長（山内孝樹君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 八幡川西側の整備あるいは橋梁の関係については後ほど担当課長からお答えしますけれども、その前に、そういった試行要領、宿舎等の工事請負費にどう反映させるかの見直しについての考え方は先ほどお話ししたとおりでございまして、一定の理解をいただいたろうと思うんですけれども、それでちょっとお話がありました適用時期の問題なんですが、御存じのようにスライド条項の場合もそうなんですが、新しい制度をつくるとどこかで立ち上がりの段階で、遡及という部分について、これはなかなか大変難しい話で、現在そういう問題を抱えながら工事を施行中のもの、要綱なりそういったものを定める直前でそういう問題がありながらも完成したもの、当然さまざまあるわけですね。今回のスライド条項の適用も、ある一定の期日以後こういった条件のもとでということでやるわけでございまして、今回、今後いろいろ検討させていただいて、仮にそういったものを何らかの形で対応できる制度を創設していくという場合であっても、これまでのそういう部分についてまで対応するというのは、大変ちょっと厳しいかなというような思いをしながらお話を聞いておりましたので、ここは不公平感のないようにという念押しのお話でございますけれども、現時点ではそういう制度上創設する部分にかかる前後の部分については、なかなか大変難しい問題もあるということも、私どもの立場からの話としてお話だけは一応しておきたいということで、今改めて発言をさせていただきましたので、そこはご了承いただきます。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 八幡川西側についてと橋の計画ですけれども、まず橋につきましては、志津川中学校の下あたり、今志中大橋という橋がかかっているんですが、その直下流に高台三団地を結ぶ連絡道路の橋がかかります。もう一つは、それから下流に行くと398号の橋として（仮称）八幡橋、今かかっている橋の代替になると思います。もう一つは国道45号線の汐見橋、それにつきましても既存の橋から直上流あたりにかかるということで、車が通る橋としましては、八幡川には、市街地の部分ですけれども、現時点では3橋かかる予定です。今委員がおっしゃった中橋と町でかける2本の橋につきましては、現在人道橋ということで計画しております、車は通れない橋ということになっています。ただ、幅員等、人道橋の荷重の考え方からすると、緊急時とか軽トラック程度とか軽車両程度とか、重量に耐えられる分の車は緊急時にはもちろん通れるぐらいの荷重にはなりますので、構造上は通れることにはなりますけれども、町としましては人道橋ということで基本的には車は通さないという橋で検

討しております。

2点目ですけれども、公園の築山ですけれども、委員は今10メートルということだったんですけども、済みません、もし私の説明が不足していたら申しわけございません。築山の高さは現時点20メートル、F T Pで20メートルを復興庁と協議させていただいている、ただ若干高いということで、まだ協議中です。20メートルの根拠といたしましては、今次津波が約17メートルに波浪との余裕を見て3メートルということで、20メートル程度の築山を整備したいということで復興庁とは協議させていただいている。

頂上の面積なんですけれども、今築山に一時避難という築山の意義ですので、津波が発生したときに、西側にどれぐらいの人がいるかということを想定して築山の大きさを決めています。現時点では約55名いるということを想定しております。この55名というのは、公園事業、国道事業等の事業で買収にならない土地でみずから利用をお願いする土地、民地が残るということで、そこの地権者の方々がそこでなりわいなり農作業なり何かをやっているでしょうと、仮に事業が再開された場合は従業員もいるでしょうという想定をしまして、現在55名という想定をしております。55名の方が頂上部に一時的に避難すると、1人当たり2平米を確保するということで、現在頂上で約100平米ほどです。頂上の面積としては非常に小さいのかもしれませんけれども、TPは20メートルですり鉢状の山になるということで、築山の規模としては比較的大きな規模になるのかなと思います。

最後に、避難タワーということだったんですけども、当課におきましても築山と避難タワーの経済比較をしておりまして、具体には千葉県の旭市というところで既に設置している事例がありまして、そちらの実績の費用、あとはまずイニシャルコストとランニングコスト全てを比較すると、タワーよりはランニングコストがかからない築山のほうが安価だということで築山を採用しているということになっております。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 また戻ります。副町長の宿泊施設の予算の中に入れるかどうかという、これら要綱なりをつくると、その実施時期が問題だと、なかなかね、終わっているものもある、全くそのとおり。発注する側はそのようになるんですよね。そういった平等性を考えた場合は、今やっているところ、あるいは終わってしまったところに対してどうするかという問題が出てくると、まさしくそのとおりなんです。できれば、要綱ができる段階で実施も決めていくというお話なんですね。そこで、発注者側はそういう心配だと思うんです。私は業者ではありませんけれども、

議員として今発言するんですが、そうなってくると、要綱が決まるまで入札参加はしないというおそれも出てくるのではないかという懸念もされるわけですよね。そうしますと、果たしてスケジュールどおりとか何とかということで、日が延びていくのではないかという懸念を持つわけです。ですから、ある程度の期間というものはやはりきちんと決めなきやいけない、要綱ですからね、これはわかります。その辺のところもよく考えた上で決めていただきたいなと思います。ここで決める前からどうのこうの語ったって難しい面もありますので、できるだけ参加しやすく不調にならないというのが私の一番の願いでありますので、町のためだと思って早く仕事を頑張ってとてやったのに、さっぱり見てくれないと言われないように、俺も最後のほうの工事に手を出せばよかったですとか、そういうふうになってくると最初のものがばかを見るという言葉はあてはまらないかもしれません、そういうふうにならないような実施をしていただきたいと思います。できれば、実際現在今やっている工事あたりまでは見てくれなければならぬのではないかなと思いますよ。これから事業を発注するものだけではなく今やっているもの。スライド条項なども工期の問題もありますから、何でも対象になるわけでもありませんから、今やっている事業についてはやはり見てくれる必要があるのかなという感じがいたしております。

それから、築山の件ですが、55名の避難を見越している、これも国とのやりとりの中で、55人も国としては多いのではないかという見方を多分しているのかなと思うんですよね。だけれども、我々が考えてみた場合、海岸の仕事をしていたり、あと観光客ですよ。年間110万人の観光客が来るんですよ、1日何ぼだと思います。その方々がこの市街地で潮騒通りとかいろんなところにぎわって、何百人の方々がいるわけですから、その方々がどこに逃げるといったときに、避難道路、誘導施設というのは築山になるでしょう、そのときは。定員55人ですよなんという表示をつけるんですか。56人からはだめですよということにはならないと思いますよ、何百人の方々に。早い者勝ちだ、上っていった、56人目の人人が来たら上から蹴飛ばすですか。そうはいかないと思うんですよ。ただ、国はお金を出すほうだから、イニシャルコストはどっちが安いんだと、全くそのとおり、国は出したくないんだから。だけれども、命にかかる事ですから、できればやはり避難タワーは必要ではないかなと。町長、やはりこういうのを、私が行ったところでは何千人分の避難食料、水や食べ物も備蓄されていたし、どんな災害が来ても町民がそこに逃げるんだと。安心して生活するんだと。まだ震災を受けていない方々ですからね。震災を受けた我が町が55人の避難ではとてもとても考えられませんよ。町長、その辺のところを強く国に働きかけることができませんかね。働きかけても結果が55人だ

ったんですか。その辺はいかがでしょう。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この公園は大変苦戦をしてまいりました。広さのこともずっとこれまで言ってきました。実は今の話も、副大臣に直接私が行って直談判したんですよ。基本的にお見込みのとおりで、どんどん予算の縮小ということになっていまして、ある意味私が副大臣と話をした際には、そこまで人数の絞り込みではなかったんです。ちょっと今初めて55人という数を聞いたんですが、そこまで絞り込まなければいけない理由とは一体どこにあるのか、私も理解できないんです。私が副大臣に言ったのは、本来津波から命を守るのは自治体だけの仕事ではない、国として守るべき話ではないかと。今回の東日本大震災でも、当町においてになつて町外の方々44名の方が亡くなっているんです。そういう方々の命も守らなきやならない。特に町外から来た方々は、どこに避難所があるかということは車で来た人はわからないんですよ。ところが築山だとすぐわかりますので、そちらのほうにすぐ逃げられると、そういう意味で、これはある意味町でやるというよりも国でやるべき仕事じゃないのかという話はしました。当然副大臣も町長の言うことはわかりますということで、そのときは当初200人ぐらいだったんです、私が行ったときに。それで何とかという話だったんですが、今繰り返しますが、55人まで縮小した。結局そこで作業している人とか、土地活用している人って、そうするとこれぐらいの人が出てくるわけですよ、土地の持ち主がわかりますから。そうすると、これがベースになってしまいます。それはちょっと根本的に違うんじゃないのかなと私は思っているんですよ、さっき言ったように。国としてどうするのという、そこはもう1回私も改めてお話をさせていただきたい。

○委員長（山内孝樹君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 とにかく、安心して生活、安心して観光においてをいただくような体制づくりといいますか環境づくり、やはりこれは大事だと思うんですね。特に観光客の方々は、行っても逃げるところがないから危ないとなったならば、あとは来ませんよ、どなたも。そういうのが心配なんですね。どうぞ、何かあったときにはこういうすばらしい施設がありますよというような、それも一つのPRになると思うんですよ、観光客を誘致する際の。そういうのがなくてはなかなか難しいかと思うんです。町長、副大臣は前の副大臣なんでしょう、これかわりましたよね。いつ来るんですか、来たんですか今度、まだ来てない。（「明朝」の声あり）あした。これ、町長1人でわからないならば、16人がバックについてむしろ旗でも上げても、やはりこれはやってもらわないとまずいですよ。ね、課長55人では何ともなりませんよ。課長も今

一生懸命頑張ってやっているのはわかるんです。話になりませんね。例えば、築山の高さも削られてくる可能性もあるんですか、20メートルから。そうなってくると、今回の津波の高さが来たらもう意味がないですから。想定外を考えなきやならないときに、20メートルでも低いぐらいだと思いますので、その辺、委員長を先頭にあした行動を起こすべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうかね。町長にばかり頼んだって、町長もなかなか1人ではゆるくないと思いますよ。今度の副大臣というのは山古志村の村長をやった、話のわかる方だと思いますよ、災害を受けているんですから。出身地は違っても、これは何とかにかのアクションを我々としても、議会としても起こさなければならんじやないかと思うんですよ。このままではダメですよ。20メートルからがたんと下がって55人、築山。56人目の方は亡くなりまくす、このままでは、今の話を聞くと。何とかしなければいけない。どげんかせにやあかんじやないけれども、これは考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうかね。本当に真剣に考えなければならぬかと思うんです。まあ、後でこの件については。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 西地区についてお伺いしたいと思います。それで、現在の概要の中では、集合住宅に90世帯が予定されていると。それで、ご案内のとおり、もともと西地区につきましては、いわゆる当初の事業計画では1地区ということで計画されたものが、たまたま岩盤の絡みの中で、いわゆる西をさらに東と西に分割されたという経緯があるわけでございます。それで、こだわりはないんですけども、この90戸、もともとあの辺は中瀬町、それから保呂毛・田尻畠というすみ分けというか、そういう形があったわけでございまして、この東と西の2街区に分かれるわけでございますけれども、そういうすみ分けをするのかどうか、そういう要望があるのかどうか、あるいは中瀬町、保呂毛・田尻畠以外の方でも希望があるのかどうか。

それから、1ページの図面を見ますと、いわゆる幹線道路の形が表示されておりますが、その保呂毛・田尻畠、中瀬町、いわゆる西さい地区、従来からコミュニティーの構築というか、そういう観点で非常につながりの密接な区域でございます。したがいまして、例えば志津川の西地区を東・西と分けた場合の道路、いわゆる旭ヶ丘の登り口の道路、そこまで表示がございます、幹線道路。そして、東地区と西地区を結ぶような道路というものを、連絡道というか、そういうものを検討に入れているのか、全く現状のままでこういう分割をするのかという部分についてお伺いいたします。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 西地区の場合は、これまでのいろんな懇談の場におきまし

て、どうしても当該地区と申しますか、近隣地区の意向が非常に強いということで、ただ一方では実際に、例えば行政区単位での入居という部分を望みますかということをじかに聞いている調査結果もあります、今手元には持っていないんですが。ただ、表面上みんなで一緒にという意向と相反する部分も実は結果として出てきております。ただ、中には当然のことながらそういういった意向の方もいるということで、街区決定の際にグループ入居という枠を設けて対応したいと考えてございます。あくまでも行政側として、西には田尻畠・保呂毛とか、東のほうには中瀬町、廻館の方とか、そういう強制はいたしませんので、そういういったグループとしての入居で手を挙げていただければ、そういう枠も設けていると。ただ、一般の単独で入居する方とグループ入居をどういう位置づけにするのかは非常に難しいのですが、これまでの公営住宅の入居、地区決定の申し込みの際も、グループ入居あるいはペア入居が可能ですよというふうにお示しをしてきたところですが、実例として上がってはこなかったと。どうしても抽選のときには、例えば2人のペアで隣接したいと、同じ地区に入りたい、あるいは同じ街区に行きたいとなっても、2名の方がそれぞれ引くのではなく、2名の代表の方がどうしても抽選に臨んでいただだくという形になりますので、場合によってはその方が代表で抽選から漏れた場合、全員が漏れてしまうというケースにもなりかねないので、その辺は慎重に入る方々の中で検討していただければと思います。その旨も説明会で皆様が理解できるように説明していきたいと思っております。

○委員長（山内孝樹君）　復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君）　防集の集合団地の造成の分につきましても、災害公営住宅同様アンケートをとっておりまして、同一団地内へのグループ、集団移転、昔のコミュニティーまたは行政区単位ということで、そういう集団、ある程度のグループ移転を希望しますかという問い合わせをして、希望する人としない人では約半々ずつの割合でした。これは、東と中央がほぼ希望しないという割合が多い中では、西は半々といえども、ある一定程度グループ移転を望んでいる方の意向もあるのかなということで把握しております。それを踏まえまして、現在それぞれ高台で実際に住まわれる方々だけを対象にしたまちづくりの検討会というのを8月からやっておりまして、その中で、西団地の高台まちづくり検討会の中で、どういったふうにコミュニティー移転をしていったほうがいいのか、または個別でいいのかといった議論を、実際に住まわれる方々に集まっていただいて議論させていただいているので、そういう中で、ある一定程度旧行政区単位で集団移転したい、同じ団地の中で集団移転したいという意向が出てくれば、それを反映したような区画の決め方をしていく必要があるのかなと考えて

おります。

あと、同じ西地区の中でも西と東を結ぶ道路ということだったんですが、現時点では2カ所を結ぶ専用の道路というのは計画しておりませんで、旭ヶ丘団地の既存の道路を利用してそれぞれ連絡するような計画としております。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 わかりました。それで、まちづくり検討会はその地域ですか、地域の検討会をスタートさせていると。それで、グループ入居、いわゆるこの手にとまれという形でグループをつくらせるという考え方で、そういう方がまとまれば、例えば5戸だ10戸だとまとまれば、それを認めてそこの代表者で抽選するとか、そういう形にするということなんでしょうかね。

それから、道路でございますが、旭ヶ丘の既存道路を活用するということでございますが、ご案内のとおり旭ヶ丘は迷路みたいな道路になっておりますよね。やはり、いわゆる部落というか、点在するような形になるわけでございまして、やはりそういうコミュニティーがとりやすいような道路整備も検討していかなければならないんだろうと。既存の道路があるから大丈夫、そこまで行けるだろうという理論ではなく、やはりそういうコミュニティーというものを重視した道路整備というのも検討していただきたいなと思うわけでございます。そのまちづくり検討会とグループ入居についてもう一回お答え願います。

○委員長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まちづくり検討会につきましては、それぞれ東団地に希望されている方が東団地の高台まちづくり検討会のメンバーになっております。同様に中央、西ということで、西地区につきましては、実際西で宅地を希望されている70世帯の方を対象に代表の方を何名か選んでいただいて毎月意見交換させていただいているんですが、もちろん傍聴等も可能ということで、実際にそこに住むことを希望されている方々が集まった検討会という位置づけになっております。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ペア、グループ申し込みという部分ですが、先ほど若干触れましたが、現在、以前も地区決定する際にそういった枠を設けたんですが、実際になかったということで、今回もペア、グループ入居は、そういった申し込みもできますよという枠は持っているという状況です。実際出てきたときの対応につきましては、先ほどお話ししたとおりでございますけれども、特に個人で申し込まれた方とペアあるいはグループで申し込まれた方

をどちらかを優先するというスタンスではなくて、一律に考えていくというのが基本的な考え方でございます。ですが、ペア、グループの場合、例えば3人のペアであれば3人の中でだれかが代表して、もし計画数を上回っているとなれば、その方々が抽選に1人だけが臨むと、その中で当落を決めていってしまう。ただ、当落のときにもペアとして、あるいはグループとして当落にかかわっていただかくという形になると現在のところでは考えてございます。

○委員長（山内孝樹君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 そうした場合、西地区に限らず全ての地区においてそういう方法をとることでございますね。はい、理解しました。

それで、くどいようですが、道路はなかなか交付金事業という形の中では整備は不可能という感じなんでしょうが、やはりくどいようですが、地域のコミュニティーというものは、昔から西在地区というものはつながっているものでございますから、やはり将来的に旭ヶ丘も含めて当然ですが、そういうものも今後検討していってもらいたいなという思いがします。終わります。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私は戸建て住宅について伺いたいと思います。当初の予定より若干西地区にもふえたようですが、ふえた理由、見直した理由をお聞かせいただきたいと思います。あと、戸建ては名足のものを見せていただいたんですけども、全て2階建てなのかどうか、そして入居の家族の人数予想等がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 志津川西地区につきましては、当初から一定の造成面積というものが、防災集団移転事業に入る部分も含めて、エリアとしてどうしても岩などの影響もあって決まってしまうということで、西地区には戸建て住宅の用地としてなかなか難しいという見込みでございました。その分の確保としては、中央地区に戸数として確保していた経緯がございます。その後、志津川市街地におきます防災集団移転事業での参加者の登録制の関係もございまして、西地区にその方々の要望どおりのスペースが生まれてきたということで、中央地区を減らして西地区に今回計画を見直しているという状況でございます。当該地区決定につきましても、西地区の戸建て住宅ということで、既に該当者には通知を差し上げております。それと、戸建て住宅のエリアを見ていただくとわかるのですが、平屋もございます。どちらかといえば、車椅子対応が一定数必要な部分もございますので、そういった部分については主に平屋でということで考えてございます。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 西地区に戸建をあれしたというのはわかりました。

それで、入谷のほうにも戸建てがあるということなんですかけれども、今後は私が思うに、可能性として、例えば戸建を借りる人は大きい家族で、将来払い下げの可能性というか、今の時点ですでに希望しているということがあるのかないのか伺っておきたいと思います。

そして、ちなみに、戸建に入った人たちの集合住宅とのコミュニティーというか、自治会の構成はどうなるのか。今後、例えば払い下げになると、住宅とそうでない部分が分かれると思うので、そのところを予定図から見ますと、大分近づいているのでわかるんですけれども、そのところをどう考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 前段の払い下げの可能性という部分につきましては、これからの考え方になるかと思います。ただ、当初災害公営住宅を整備するに当たりまして、意向調査の中で、このままで当該住宅に住み続けたいという意向がかなりあったということをございまして、やや整備費としては少しかかるようになりますけれども、個別に払い下げにも対応できるように個別の浄化槽を整備しているなど配慮しているところでございます。払い下げを受けるかどうかというのは、今後の生活設計の中で各家庭の中で判断もしますし、町とすれば一定の基準の中で払い下げも可能でございますので、そういった対応は要望があれば考えていく必要があろうかと思います。

○委員長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） コミュニティーの話がございましたので、私からご説明をしたいと思います。

8月に名足と入谷それぞれに災害公営住宅の入居が始まっています。それで、8月の後半でございますけれども、それぞれ自治会の設立をさせていただいております。その中には当然集合住宅、個別の方たちもそれぞれ参加をしていただいているということになります。改めてよく考えてみると、当然区長の文書配布とか行政側からのお願いとかいろいろあるわけでございますけれども、当然自治会長を通じ、それから各班長も決めていただきましたので、それの方たちのお願いすることになると思います。当然戸建ての住宅を取得したとしても、その部分の考え方は多分変わらないのだろうと考えておりますし、実は共益費の話があります。家賃のほかに共益費が入るわけですから、団地内にはまずもって街灯があります。街灯の電気料はそれぞれ利用者の皆さんでご負担いただいております。それが戸建てであれ集合住宅

であれ均一にいただいているという状況でございますので、たとえ戸建ての住宅を取得されたとしても、街灯等のいわゆる維持費の負担は継続いたしますので、多分震災前も各行政区内で防犯灯の電気代のご負担はされていたと思います。そういう意味では、所有または賃貸の形態は変わったとしても一つのコミュニティーとしての機能は維持しなければならないと考えています。

○委員長（山内孝樹君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 わかりました。そこで1点伺いたいのは、課長の話ですと払い下げが余り進むような話ではなかったので、ここで伺いたいんですけども、そこの戸建てに入った人が将来払い下げとなつた場合に、家を建てるのとどっちが得かというか、そういった話もないんでしょうけれども、払い下げた方が割が合わないというか、かえって建てるよりも損をするという言い方も変なんですけれども、そうすることによって払い下げが少なくなるというか、そういう懸念というのは、この建設費によってあるのかどうか。

そこで私が言いたいのは、将来的に、説明にもあるように、高齢者の入居というかそういう方が残ると思うので、やはり集合住宅のときにも言ったんですけども、戸建ての住宅ですとずっと住み続ける、家族が多い少ないにかかわらず、建築する敷地の面積にもよるんでしょうけれども、そういうことをもしこれからでも設計検討できるのでしたら、していったほうが将来的にいいんじゃないかと思うんですが、そのところの考えを伺いたいと思います。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどの説明の中にもありましたけれども、何も志津川地区だけが高齢者に配慮したものという部分でもございませんし、それはどこの地区においてもそういった進行する高齢化に対しての配慮はしていくことにはしてございます。ただ、もう既に車椅子の方がいるとか、そういった部分については、こちらとしても仮申し込みのときに押さえてございまして、その方々の対応分としては車椅子などを利用しやすいようなタイプの整備は現在も行ってございます。

それと、払い下げの部分につきましては、譲渡の部分について、それぞれの耐用年数の6分の1を経過すれば払い下げできますよと、できるという規定でございまして、払い下げをしないことでもなく、木造であれば30年ですので、5年経過すれば譲渡が可能だということになります。それが決して高いか安いかという部分については、恐らく、何となく払い下げというと、安くという意識が多分入居者にはお持ちの方が結構あるようでして、実際に計算しますと、建物の代金のほか今度は土地も当然買っていただかないとけませんので、そういう

た費用まで負担すると割高感がどうしても出てくるというのが現状かなと思います。

○委員長（山内孝樹君） ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 この資料はもちろん関係者には説明するんだと思うんですけども、実はきのうも、待っていてさっぱり先が見えないということを言われる方がありましたけれども、全体的にこの計画が少し早まったと解釈していいんですか、順調にいけばということですけれども。それと、中央区が早いところと比べると約10カ月遅くなるということなんですけれども、この遅くなる理由についてちょっとお伺いします。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 目標スケジュールにつきましては、これまで入居予定者に示しているよりは幾分順調にいけば早まるということでございます。前段で先ほどご説明いたしましたとおり、どうしても志津川市街地の公営住宅整備につきましては、造成にかかわります用地の取得、それと造成の工事の状況によって大きく変化するということでございますので、中央地区の部分についても、用地の取得、あるいは造成工事着手時期がほかの地区よりも遅いということから、このようなスケジュールになっているということでございます。

○委員長（山内孝樹君） よろしいですか。ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 志津川東の①、②の部分であります。特に②の部分、これは切り土ですかね盛り土ですかね。この病院の建設用地の調査、下地をした際に、北側の部分で、盛り土の部分に公営住宅が建つようになるというような説明を受けた記憶があるんですが、もしこれが盛り土であるとすれば、盛った部分の面積は幾らぐらいになるのか。そしてその落差というか、盛った高さが何メートルぐらいになるのか、その辺あたり。

○委員長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 2ページ目の、ちょっと細かいんですが、右側に委員がおっしゃいます①、②の基本計画の平面図がありますが、ここで集合住宅の北側のほうに赤いラインが入っています。赤いラインの北側が盛り土部分でございます。集合住宅、小さくて申しわけないんですが、A棟という北側の集合住宅のところに一部盛り土部分がかかっているということで、この部分につきましては、盛り土の高さとしても恐らく1メートルとか2メートルぐらいになるのかなと。そのさらに北側に東の②の戸建て地区がございます。ここについては、すっかり盛り土の区域に入ってございます。盛り土の高さ的には、場所によって沢になっていたところですので若干違うと思いますが、深いところで、戸建ての部分で15メートル、20メートルという盛り土の深さになろうかと思います。ここについては、昨今来、防災集団移転

事業におきます地盤の問題がございます。そういった部分も考慮して、地盤補強が必要となれば対応して工事を行うということになろうかと思います。

○委員長（山内孝樹君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　今説明の中で、戸建ての部分の高さが15メートルぐらいというと、盛った分が相当高くなるわけですね。結局用地改良に施す際に、くい打ちをするんだろうと思いますが、恐らくくいを15メートル以上打つんでしょう。固いところまでくいを打つはずですから。もとの地盤のところまでくいを打ってやるんだろうから。果たしてそれで後で障害がでないのかなと少し心配するんですよ。現に旧歌津で分譲したところでも、現在結構な傾きが出てきたところがあって、改良しなければならないということなんだけれども、これが大分経費がかかるような、個人の人からそういう話も聞いているので、よほど吟味しないと後々問題が起きるようなことが懸念されるのかなと。結局住宅を建てる場合は、盛り土の部分には立てないと、切り土の部分に建てるというのが基本的な考え方だったわけですよね。防集の場合はほとんどが切り土の部分に建てて、住宅は盛り土でもいいのかと。住宅に入る人は盛り土の部分で生活してもいいのかというような問題にもつながりかねないのかなと、その辺を心配しているんだが、今後の対応はどうでしょう。

○委員長（山内孝樹君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　きのうも一般質問なんかにもございましたけれども、いずれ、この場所に建てる家主として、町が家主でございますので、町の責務におきまして、地盤の支持力を確認した上でどういったくいの工法、地盤改良の方法が、必要となれば、どういう工法がいいのか検討して、当然のことながら安心して住める、町の財産でもありますし、そういった住宅を構築しなければならないと思っております。ただ、くいにもいろんなくいがございまして、支持地盤まで打たなければならぬくいもございますし、中には摩擦によって持たせるというくいもございますので、何も地山までくいを打たなくてもいいくいもございますので、その辺は今後上に乗ってくる荷重の計算とか地盤の現在の支持力、そういったものを調査して設計側のほうで十分検討してまいりたいと思います。

○委員長（山内孝樹君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　建物も町の財産でありますが町民も財産でありますので、5年、10年の話ではないので、建てたものは30年、50年ともつわけですから、その間に地盤の緩みとか地盤障害が出ないような対応にしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（山内孝樹君）　ほかに。（「なし」の声あり）　ないようありますので、志津川地区災

害公営住宅整備計画の概要についての質疑を終わります。

お諮りいたします。

次の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、次の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内孝樹君） ご異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時42分 閉会